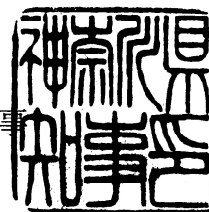


水 第 3 1 4 2 号
令和 7 年 2 月 25 日

神奈川海区漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事



くろまぐろに関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の
変更について（諮問）

このことについて、漁業法第 16 条第 1 項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同条第 5 項で準用する同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 7 年 月 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

52.0 トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 0.9 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.1 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	5.3 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	7.2 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4 月から 6 月まで）	1.4 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7 月から 9 月まで）	11.7 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10 月から 12 月まで）	20.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1 月から 3 月まで）	<u>4.2</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

17.9 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	17.9 トン

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表

変 更 後	変 更 前																				
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。 令和 7 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 神奈川県知事 黒岩祐治 第一 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 52.0 トン 2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち <u>0.9</u> トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。 <table><tr><th>知事管理区分</th><th>配分する数量</th></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）</td><td>0.7 トン</td></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）</td><td>0.1 トン</td></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）</td><td>5.3 トン</td></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）</td><td>7.2 トン</td></tr></table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.1 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	5.3 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	7.2 トン	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。 令和 6 年 <u>2</u> 月 <u>5</u> 日 神奈川県知事 黒岩祐治 第一 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 52.0 トン 2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち <u>1.9</u> トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。 <table><tr><th>知事管理区分</th><th>配分する数量</th></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）</td><td>0.7 トン</td></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）</td><td>0.1 トン</td></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）</td><td>5.3 トン</td></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）</td><td>7.2 トン</td></tr></table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.1 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	5.3 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	7.2 トン
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.1 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	5.3 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	7.2 トン																				
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.1 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	5.3 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	7.2 トン																				

神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（４月から６月まで）	1.4 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（７月から９月まで）	11.7 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10 月から12 月まで）	20.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（１月から３月まで）	<u>4.2</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

17.9 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	17.9 トン

神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（４月から６月まで）	1.4 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（７月から９月まで）	11.7 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10 月から12 月まで）	20.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（１月から３月まで）	<u>3.2</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

17.9 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	17.9 トン

下線部が変更箇所

くろまぐろ（小型魚）漁獲枠の融通に伴う漁獲枠の変更について

1. 概要

- 令和 6 管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲枠は、2 月 13 日現在、漁船漁業の第 4 四半期では比較的余裕がある一方、定置漁業では突発的な漁獲量の増加により漁獲枠を超過している状況です。
- 県資源管理方針第 3 の規定では、「年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする」とされています。
- こうした状況および県資源管理方針の規定から、くろまぐろ（小型魚）の漁獲枠について、条件付きで漁船漁業から定置漁業への融通を行います。

2. 融通の内容

- 3 月 10 日時点において、小型魚の漁船漁業第 4 四半期の漁獲量が 4.4 トンに満たなかった場合、7.2 トンからこの時の漁獲量に 2.8 トンを足した数量を引いた分を定置漁業に融通します。

例) 3 月 10 日の漁獲量 4 トンの場合

$$\Rightarrow 7.2 - (4.0 + 2.8) = 0.4 \text{ トン} \quad \text{を定置に融通。}$$

- 融通の可否を判断する基準を 4.4 トンとした理由：
直近 3 年間における漁船漁業小型魚の 3 月の漁獲量は最大で 2.8 トンなので、漁期の残り期間が 20 日の時点でこの数量を残せば足りると考えられるため。
- 融通の可否を判断する時期を 3 月 10 日とした理由：
この日に 2 月の漁獲量の確定報告が完了するため。

参考：現在の漁獲枠消化状況（kg）（R6.2.17 現在）

漁業種類	漁獲枠	漁獲量	消化率	残り
小型魚・漁船漁業	13.3	9.5	73.4%	3.5
うち、第 4 四半期	7.2	3.8	51.5%	3.5
小型魚・定置漁業	36.8	37.0	100.5%	△0.2
うち、第 4 四半期	3.2	3.4	106.2%	△0.2
合計	52.0	46.8	89.9%	4.9

※漁獲枠合計は留保枠 1.9 トンを含む

参考：直近３年間に於けるくろまぐろ小型魚漁船漁業の漁獲実績

管理年度	R3	R4	R5
漁獲量（トン）	0.1	1.2 ^{*1}	2.8 ^{*2}

*1 採捕抑制措置が発動（2/8）

*2 採捕停止勧告が発動（3/28）